

(別添 2)

十勝アクティブシニア移住交流促進事業モニターツアー委託業務
参加表明書作成要領

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

1 参加表明書

- (1) プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、関係資料一式と併せて提出すること。
- (2) 様式の規格は、原則 A 4 版タテとする。
- (3) 各項目は平成 30 年 6 月 1 日現在で記載すること。
- (4) 記載欄は、適宜増減していただいて構いません。

<事業者の概要 記載方法>

- ア 参加表明の申請をする会社の名称等を記載すること。
- イ 道内の営業拠点の名称・所在地の欄には、道内にある事業所の名称及び所在地を記載すること。
なお、道内にある主たる営業拠点が本社である場合は、道内の営業拠点の欄に「同上」と記載し、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスの記載は不要であること。
※本業務を実施するため、道内に事業所等を新たに設置する場合は、当該事業所等についての記載事項は、平成 30 年 6 月 1 日以降の内容で構わない。
- ウ 過去 5 年間に於いて、国又は地方公共団体と同一又は類似の事業の契約実績欄には、実績が無い場合は記載不要とするが、その場合には、事業を実施する実力を有し、業務を確実に履行することが可能であることが分かる資料を提出すること。

2 参加表明書に添付する関係資料

業務概要や実績等を確認するため、次の資料を添付すること。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される会社については、商業登記簿謄本
- (2) 前号以外の法人については、法人登記簿謄本
- (3) 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約する誓約書（別記第 19 号様式）
- (4) 納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）
 - ア 道税事務所又は総合振興局・振興局が発行する道税（道が賦課徴収するものに限る。）に関する滞納がないことの証明書。
 - イ 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書
 - ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号書式その 3 の 3（法人用））
- (5) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証明する書類（写し）（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第 20 号様式））
 - ア 健康保険法第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法第 7 条の規定による届出ただし、上記届出書のほか、納入告知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書、保険関係成立届及び概算・確定保険料申告書（控）など、加入状況が確認できる書類の写しも認める。
- (6) 過去 5 年間に於いて国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を受託したことがわかる資料（契約書・請書の写し）
- (7) 事業者の事業概要がわかる資料（会社概要パンフレット等）
- (8) 直近 3 期分の決算書
- (9) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく第 1 種又は第 2 種の旅行業者であることがわかる資料（登録番号通知の写し）
- (10) コンソーシアムにあっては、上記の添付資料のほかコンソーシアム協定書の写し